



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

157	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
158	生活保護法による介護機関の指定	(福祉保健総務課).....	2
159	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	2
160	大規模小売店舗立地法による新宮市から聴取した意見の概要	( " ).....	2
161	公共測量の終了	(技術調査課).....	3
162	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
163	道路の供用開始	( " ).....	4
164	道路の区域変更	( " ).....	4
165	道路の供用開始	( " ).....	4
166	道路の位置の指定	(都市政策課).....	5
167	"	( " ).....	5
168	公有水面埋立て工事のしゅん功認可	(港湾空港振興課).....	5
169	文書等てい送業務民間委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(警察本部).....	6
170	警備員指導教育責任者講習業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	( " ).....	8

### ○ 公告

入札公告	(総務事務集中課).....	10
------	----------------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第157号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成30年3月2日まで縦覧に供する。

平成30年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日  
平成30年2月2日
- 名称  
特定非営利活動法人インド日本友の会
- 代表者の氏名  
DASH SRIKANTA KUMAR
- 主たる事務所の所在地  
和歌山県和歌山市屋形町三丁目24
- 定款に記載された目的

この法人は、インド国民と日本国民とが交流事業を通し相互理解と友好親善を推進し、社会全体の幸福の増進に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第158号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成30年2月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
森進	有田郡有田川町庄34	モリ薬局	有田郡有田川町庄34	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	平成 30.2.1

**和歌山県告示第159号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年2月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
City!WAKAYAMA  
和歌山県和歌山市元寺町5-58外14筆
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
平成29年和歌山県告示第1238号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成30年2月16日から同年3月16日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第160号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により新宮市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年2月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンターオークワ南紀店  
和歌山県新宮市佐野三丁目11番19号
- 2 意見の対象となった届出に係る告示

平成29年和歌山県告示第1261号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘二丁目4-8）

新宮市商工観光課（新宮市春日1番1号）

5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成30年2月16日から同年3月16日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第161号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山知事から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年2月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 平成29年11月1日から平成30年1月16日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市長野地内

和歌山県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那智山勝浦線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字市野々字柳原2442番45地先から同町大字市野々字柳原2460番6地先まで	旧	8.50 } 8.85	38.00	
同上	新	12.10 } 12.40	38.00	
東牟婁郡那智勝浦町大字市野々字柳原2462番1地先から同町大字市野々字廣瀬2371番11地先まで	旧	7.70 } 8.65	179.50	
同上	新	11.60 } 13.25	179.50	

## 和歌山県告示第163号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那智山勝浦線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字市野々字柳原2442番45地先から同町大字市野々字柳原2460番6地先まで

東牟婁郡那智勝浦町大字市野々字柳原2462番1地先から同町大字市野々字廣瀬2371番1地先まで

供用開始の期日 平成30年2月16日

## 和歌山県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 海南吉備線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字野田字神楽野510番1地先から同町大字野田字神楽野511番1地先まで	旧	6.52 ） 6.95	55.73	
同上	新	9.39 ） 10.00	55.73	

## 和歌山県告示第165号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年2月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 海南吉備線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字野田字神楽野510番1地先から同町大字野田字神楽野511番1地先ま

で

供用開始の期日 平成30年2月16日

## 和歌山県告示第166号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
平成30年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3410	紀の川市尾崎字夜水87番1の一部	紀の川市名手市場1281番地 榎本文博	平成 30.2.5	6.00	35.55

## 和歌山県告示第167号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
平成30年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3420	御坊市菌字上菌田410番3の一部	御坊市菌350番地13 株式会社サンクリエーション 代表取締役 角幸彦	平成 30.2.5	6.00	48.33

## 和歌山県告示第168号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成30年2月16日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 しゅん功認可を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

## 2 埋立区域

## (1) 位置

和歌山県有田市港町字西ノ濱845番地46及び845番地48に接する護岸の地先公有水面

## (2) 区域

三等三角点「苧藻島」（北緯34度05分35.6336秒、東経135度05分50.6991秒）を基点とし、次の各地点のうち、1の地点から18の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と18の地点を結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L. +2.00m）における公有水面の境界線により囲まれた区域

1の地点 基点から160度02分32秒 1,023.61mの地点

2の地点 1の地点から94度32分58秒 22.14mの地点

- 3の地点 2の地点から93度08分45秒 20.00mの地点  
4の地点 3の地点から94度12分31秒 20.01mの地点  
5の地点 4の地点から94度18分03秒 20.01mの地点  
6の地点 5の地点から93度11分51秒 21.85mの地点  
7の地点 6の地点から79度28分19秒 20.04mの地点  
8の地点 7の地点から75度44分27秒 20.00mの地点  
9の地点 8の地点から75度39分08秒 20.00mの地点  
10の地点 9の地点から75度52分12秒 20.00mの地点  
11の地点 10の地点から75度21分26秒 14.81mの地点  
12の地点 11の地点から165度50分37秒 3.47mの地点  
13の地点 12の地点から255度50分37秒 0.58mの地点  
14の地点 13の地点から165度50分37秒 1.02mの地点  
15の地点 14の地点から255度50分37秒 82.80mの地点  
16の地点 15の地点から273度24分33秒 115.17mの地点  
17の地点 16の地点から183度24分33秒 0.58mの地点  
18の地点 17の地点から273度24分33秒 4.91mの地点

## (3) 面積

634.15㎡

## 3 埋立地の用途

ふ頭用地

## 4 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成24年10月31日 和歌山県指令港空第80号

## 5 しゅん功認可年月日

平成30年2月5日

## 和歌山県告示第169号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、文書等てい送業務民間委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成30年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 一般競争入札に付する調達役務の名称等

## (1) 調達役務の名称

文書等てい送業務民間委託業務

## (2) 調達役務の内容等

文書等てい送業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成30年2月16日（金）現在において、次に掲げる要件のいずれをも満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力

団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者及び経営に実質的に関与していない者であること。

- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者であること。
- (9) 和歌山県内において特定信書便を送達することができることを内容とする民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第29条の規定による特定信書便事業の許可を受けている者であること。
- (10) 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第4条の規定による公安委員会の認定を受け、かつ、法第2条第1項第3号に規定する業務の届出を行っている者であること。
- (11) 貴重品運搬警備業務用車両を2台以上保有し、てい送物品の搬送途中に交通事故等が発生した場合、予備車を配車する等、遅滞なく適切な対応をすることができる者であること。
- (12) 法第23条に基づく検定で、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務に係る検定の検定合格警備員を2人以上雇用している者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
  - ア 一般競争入札参加資格審査申請書
  - イ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）及び定款
  - ウ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
  - エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
  - オ 使用印鑑届
  - カ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
    - （ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
    - （イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
  - キ 運転員等勤務計画予定表
  - ク 誓約書
  - ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
  - コ 2の（8）から（10）まで及び（12）に掲げる資格を証する書面
  - サ 2の（11）に掲げる要件を満たすことを証する書面
- (2) （1）のイからエまで、カ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者は、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) （1）のア、オ及びキからケまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成30年2月16日（金）から同年3月2日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある場合は、4に掲げる入札説明会において質問を行うほか、平成30年2月16日（金）から同年3月5日（月）午後5時までの間に和歌山県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部1階 会議室9
- (2) 日時  
平成30年2月26日（月）午前11時00分
- 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所  
3の(1)に掲げる申請書類は、平成30年2月16日（金）から同年3月9日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- 6 資格審査申請書類の配布の場所  
警務課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1  
郵便番号 640-8588  
電話番号 073-423-0110（代表）  
ファクシミリ番号 073-423-0560
- 7 資格審査の結果通知  
資格審査の結果は、郵便により平成30年3月14日（水）までに通知する。
- 8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成30年3月19日（月）午後5時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成30年3月26日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

#### 和歌山県告示第170号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成30年2月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する調達役務の名称等

(1) 事業年度

平成30年度

(2) 調達役務の名称

警備員指導教育責任者講習業務

(3) 調達役務の内容等

警備員指導教育責任者講習業務の委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約期間

平成30年4月1日（日）から同年11月30日（金）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格



この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成30年2月16日（金）において次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者及び経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 警備員指導教育責任者講習を行う講師にあつては、最近3年間に一般社団法人全国警備業協会が実施する講師講習会（警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関することについての教育を行うために必要な知識及び技能に関する講習）の課程を修了した者を、当該業務の区分ごとに最低2名以上確保していること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 2の（8）の条件を満たす本事業の講習を行う講師名簿及び当該条件を満たすことを証する書面

- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。

- (3) （1）のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成30年2月16日（金）から同年3月1日（木）までの和歌山県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

- (4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うほか、平成30年2月16日（金）から同年3月2日（金）までの間に和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課

（以下「生活安全企画課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成30年2月26日（月）午後1時30分

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成30年2月16日（金）から同年3月8日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

生活安全企画課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-433-7656

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成30年3月13日（火）までに通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成30年3月15日（木）午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成30年3月23日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

## 公 告

### 入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成30年2月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

平成30年度 調達案件番号20170038279号

(2) 調達案件名

和歌山県広報紙「県民の友」印刷

(3) 調達物品の名称及び数量

和歌山県広報紙「県民の友」印刷 1式

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

入札説明書による。

(6) 納入場所

入札説明書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「印刷」に登録されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成30年2月16日（金）から同年3月9日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

平成30年3月16日（金）午前10時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成30年3月15日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成30年3月15日（木）午前9時から同月16日（金）午前10時15分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)と同じ。

## 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第3位の端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

## 8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

## 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

## 10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者とした入札は、無効とする。

## 11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

## 12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

### ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

### イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 契約の締結における議会の議決の要否  
否
- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
" Kenmin no Tomo " Printing : 1 Unit
- (2) Time limit for tender :  
10:30 a.m. 16 March 2018
- (3) Contact point for the notice :  
Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,  
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, Japan 640-8585  
TEL 073-441-2294  
FAX 073-441-2288